

令和 8 年 4 月 9 日

交通局 交通規制課

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」  
に対する意見の募集について

## 1 趣旨

生活道路の安全確保のため、令和 8 年 9 月 1 日に道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 248 号）が施行され、中央線等のない一般道路の法定速度が 30 キロメートル毎時に引き下げられるところ、その施行のため、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号）について、所要の改正を行う案を一般に公表し、意見を募集するもの。

## 2 期間

令和 8 年 4 月 10 日（金）から同年 5 月 9 日（土）まで（30 日間）

## 3 主な内容

従前の運用を維持するため、2 千キログラム以下の車両を牽引する当該車両より 3 倍以上重い自動車について、道路標識及び道路標示により、中央線等のない一般道路において、40 キロメートル毎時以下の最高速度を指定できるようにする。

## 4 施行期日

道路交通法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和 8 年 9 月 1 日）